

氏名 _____

学籍番号 _____

次の10の文章の正誤を示し、正しければ番号に○を、誤っている場合には、その誤った個所に二重の取消線を引きなさい（10分間ミニテストなので理由まで書かなくても良いが理由を十分考えること）。

- 01 AがBに、カメラを30万円で売り、双方の債務の履行期はいずれも2011年10月14日とされた。同日、Bが、代金をAに提供したのに、Aは代金の受領を拒絶し、カメラを引き渡さなかった。というのも、Aは、売ったカメラを前日に盗まれていたからであった。このとき、Bは、この売買契約を直ちに解除できる。
- 02 合意解除と約定解除は、前者が一種の契約であるのに対して後者が形成権たる解除権を発生させる点で異なるが、法定解除と債務不履行解除は同義である。
- 03 建物の賃貸借契約において、「借主が1回でも家賃の支払いを怠った場合には」、「契約は解除されたものとする」とか「貸主は直ちに契約を解除できる」とする旨の特約は無効である。
- 04 債務不履行を理由とする解除の効果に関するいわゆる直接効果説によれば、契約は、解除によって契約締結時に遡って消滅するが、545条3項の損害賠償では履行利益の賠償まで認めうる。
- 05 ABCは、平等の割合で共同相続した建物乙をEに賃貸する契約を結んだが、Eは再三賃料の支払いを怠っている。3人の相談ではCが契約の解除に反対したが、ABは、相当な期間を定めた催告をし、それでもEが履行しないので、解除を通告した。Eは解除の無効を主張して、乙の明け渡しを拒むことができる。
- 06 AがBに土地甲を売って、代金の一部の受領と引き換えにBへの移転登記をしたが、Bが残代金を支払わないため、Aは、この売買契約を有効に解除した。この契約解除の意思表示がされる前に、Bは、Cに甲地を売り、Cに甲地を引き渡したが、登記名義はまだBにあった。判例によると、AとCは対抗関係に立つから、両者とも登記をするまでは権利取得を主張できない。
- 07 AとBが、A所有の真珠のネックレスとB所有の「ルビーの指輪」を交換した。交換が実行された後に、Bから引き渡された「ルビーの指輪」が人造のまがい物であることが判明したため、Aは、この交換契約の解除の意思表示をした。ところが、その3日後に、A宅に泥棒が入り、この指輪が盗まれてしまった。この場合、Aの解除の意思表示は、無効である。
- 08 最高裁は、事情変更の原則による契約の解除も、権利失効の原則による解除権の消滅も、抽象論としては認めている。
- 09 Aはリゾート開発業者Bからテニスに最適と宣伝された別荘を買ったが、Bは、勧誘時にパンフレットで謳っていた別荘地の付帯施設であるテニスコートを、用地買収が間に合わなかったのも、年次整備計画通りに設置できなかった。この場合、Aは、相当期間を定めた催告をしてもBがテニスコートを作らなければ、別荘の売買契約を解除できる可能性が高い。
- 10 近時は、少なくとも立法論として、債務不履行解除には、重大な契約違反（または重大な債務不履行あるいは契約目的の達成不能）があれば、不履行当事者の帰責事由を要しないと見る見解が有力になっている。